平成２５年（フ）第６３号
函館市亀田港町63番５号ハイツ池田207号
債務者　稲垣　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１８号
山形市末広町７番14―402号　市営アパートE
債務者　大沼　淳子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１９号
静岡県富士宮市三園平1338番地の５、前住所静岡県三島市富士見台15番地の４
債務者　小澤　有貴
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２９号
静岡県富士市本町４番地の６　フジスカイビル５階、住民票上の住所静岡県富士市中央町１丁目８番22―406号　サンライズ富士
債務者　齋藤　伸一
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６１号
愛知県西尾市一色町酒手島西下通24番地５
債務者　吉岡　純子（旧姓小野田）
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第３号
埼玉県川口市戸塚２丁目３番29号　セジュール戸塚101号
債務者　有谷きみ子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３７号
さいたま市緑区松木３丁目40番地23　レオネクストフジハイム101号、旧住所さいたま市岩槻区府内４丁目２番40―109号
債務者　小船井健一
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
さいたま市岩槻区大字末田1929番地
債務者　岡野　正美
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
埼玉県加須市睦町２丁目３番10号
債務者　桑原　次男
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
埼玉県志木市中宗岡３丁目６番３号　コーポかねこ201号
債務者　佐曽谷直子
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８６号
埼玉県川越市三光町12番地２　M，アクエリアスＣ―213号室
債務者　長嶺　和也
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３３号
相模原市南区南台３丁目９番23号　パルテール南台208
債務者　星野由希子
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１４号
北海道白老郡白老町字虎杖浜354番地６
債務者　木原　　邦
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
北海道伊達市舟岡町351番地19　いちいハイムⅡ２Ｃ
債務者　薄井　俊之
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
北海道伊達市舟岡町351番地19　いちいハイムⅡ２Ｃ
債務者　薄井　香苗
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
北海道登別市新川町２丁目30番地14、前住所北海道登別市新生町１丁目10番地２　サンハイツかわなみ202号
債務者　遠藤萬里子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
山形県鶴岡市加茂字岩倉217番地３
債務者　加藤　順子
1　決定年月日時　平成25年３月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
山形地方裁判所鶴岡支部